

10月は正しい犬の飼い方 強調月間

犬を飼ったら

生後91日以上の子犬は登録が必要です。飼い主は環境課で登録申請を行ってください。

登録手数料は、1頭につき3,000円です。

登録をすると犬の鑑札が交付されますので、首輪などに取り付けてください。鑑札があれば、迷子になって保護されたとき、飼い主に連絡がいきます。

転入・転出するときは

飼い犬と一緒に引っ越してきた、または市外から犬を引き取った場合は、環境課で申請してください。旧住所で発行された登録鑑札があれば、市の登録鑑札と無料で交換します。

市外に転出する、または市外の方へ犬を譲る場合は、転出先に登録鑑札をお持ちください。

電気自動車等購入費 補助事業

■対象車両と金額

- ・電気自動車（EV） 10万円
- ・プラグインハイブリッド自動車（PHV） 5万円

■支給条件

次のすべてに該当すること

- ・申請者と車両所有者・使用者が同一（割賦払いの場合は車両使用者が同一）
- ・申請者が、車両登録日の時点で、市内に住所を有してから3か月以上経過している
- ・自家用として使用する目的で、補助対象車両を新車で購入
- ・使用の本拠地が下野市
- ・本人及び同一世帯の方が、市税などを滞納していない
- ・過去にこの補助金の交付を受けていない

環境家計簿を 始めてみませんか

環境家計簿を提出していただける方を募集しています。

ご協力いただいた方の中から抽選で、道の駅しもつけ商品券1,000円分を進呈します。また、ご希望の方は環境カウンセラーによる無料診断を受けることができます。

環境家計簿とは

領収書などを参考に、平成30年度以降の12か月分のエネルギー使用量や費用、温室効果ガス排出量を記録していただくものです（記入用紙は環境課、市ホームページで配布）。

■対象者

市内在住の方

（1世帯につき1回まで）

■提出方法

電子メールまたは直接提出

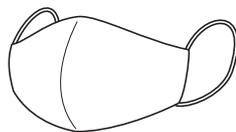
✉kankyoku@city.shimotsuke.lg.jp

マスクごみの捨て方

新型コロナウイルスの予防のため、ご家庭からマスクごみが多く排出されています。

皆さんはもちろん、皆さんが出したごみを扱う方々の安全を守るため、マスクをごみに出す際は、次のことを心がけてください。

- ※マスクは燃やすごみです。
- ・マスクに直接触れない
- ・ごみ袋の口は必ず密閉する
- ・ごみを捨てた後は手を洗う



廃食用油を回収しています

市ではごみの減量化の一環として、廃食用油の回収を行っています。

油は、油カスを取り、ペットボトルに入れたものを回収ボックスに入れてください。未開封のものは、そのままお持ちください。

■回収できる油 サラダ油、菜種油、コーン油、ごま油、オリーブオイルなど、食用の植物性油

■回収場所 市役所（東側入口付近）、生涯学習情報センター、石橋公民館、南河内公民館

小型家電の回収

昨年度から、小型家電のごみステーション回収を実施しています。収集日は毎月1回です。従来と同様、回収ボックスでの回収も行っています。

■回収場所

市役所（東側入口付近）、生涯学習情報センター、石橋公民館、南河内図書館

不用品リサイクル情報

市では、不用品リサイクルの情報を提供しています。

※原則としてノークレーム、ノーリターンでお願いします。

〈譲りたい〉

机、テレビ台（120cm×40cm）、和装着付け用等身大マネキン

〈譲ってほしい〉

ノートPC（Windows8以降）、バスケットゴール（大人用）、チャイルドシート、家庭用ミシン、第二愛泉幼稚園の女児制服と体操服（夏・冬両方）サイズ110～120、脚立（大きいもの）、アップライトピアノ（使用後10年以内のもの）